

太田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市訓令第5号

太田市職員服務規程の一部を改正する訓令

太田市職員服務規程（平成17年太田市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「受ける者」の次に「又は太田市技能労務職員の給与に関する規則（令和6年太田市規則第34号）第2条第1項の給料表の適用を受ける者」を加える。

第6条第1号中「、新田庁舎」を削る。

第11条中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に改める。

第20条第1項第3号を削り、同項第4号中「藪塚本町行政センター」を「藪塚地区振興課」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。